第7章 計画の実現に向けた取り組み

# 7-1 将来像実現に向けた取り組み

都市計画マスタープランに基づいて具体的な都市整備を進めるための基本的な考え方を整理 しました。将来像で描かれた柴田町を実現するために、各種施策に取り組んでいきます。

#### ■施策の体系

#### (1) コンパクトなまちの継承と高質化

- ・1-1. コンパクトな都市構造構築に向けた都市計画の見直し
  - ・1-2. 都市拠点への都市機能の誘導
- ─ ・1-3. 生活道路の整備

#### (2)交流・連携を育む都市機能の誘導

- ・2-1. 総合体育館の整備
- ・2-2.新図書館の建設
- ・2-3. 町営住宅の整備
- ・ 2-4. まちなか交流空間の創出
- ・2−5. コワーキングスペースの整備

#### (3)四季折々の美しい都市空間の形成

- ・3-1. 魅力あふれる景観形成
- ・3-2. グリーンベルトの整備

#### (4)歩いて暮らせる都市構造の構築

- ・4-1. デマンド型乗合タクシーを基本にした交通体系の検討
- ・4-2. 都市計画道路の整備

### (5) 身近な健康づくりの場の確保

- ・5-1. 公園長寿命化計画の策定・更新
- ・ ・5-2. 公園施設更新の推進
- ・5-3. パークマネジメントによる公園づくり

#### (6)安全・安心な都市構造への誘導

- ・6-1. 居住誘導区域への居住の誘導
- ・6-2. 市街地誘導エリアの整備に向けた検討
- ・6-3. 東船岡駅を起点とした拠点整備の検討
- ・6-4. 空き家・空地対策の強化

### (7)豊かな自然と共生した防災意識社会の構築

- ・7-1. 土砂災害の危険性への対応
- ・ 7-2. 洪水災害の危険性への対応
- ・ 7-3. 土地利用の誘導
- ・7-4. 防災機能の充実
- ・7-5. 避難環境の充実

#### (8)歴史ある自然景観の継承・保全・活用

- ・ ・8-1. 広域連携による景観計画の推進
- ・8-2.船岡城址公園・白石川堤等の環境整備

# (1)コンパクトなまちの継承と高質化

番号	施策の概要	短期 (5 年)	中期 (10 年)	長期 (20年)
1-1	■コンパクトな都市構造構築に向けた都市計画の			
	<u>見直し</u>			
	·SDGs へ貢献し、持続可能な市街地としていくた			
	め、立地適正化計画における誘導区域及び都市構			
	造に合わせた用途地域や都市計画道路等の都市			
	計画の見直し、検討を行います。			
1-2	■都市拠点への都市機能の誘導			
	・立地適正化計画に基づく、届出・勧告等と併せ、			
	町独自の支援策を検討するとともに、国の優遇			
	制度等を活用し、都市機能誘導区域への都市機			ŕ
	能の誘導を推進します。			
1–3	■生活道路の整備			
	・快適な居住空間に不可欠な生活道路の付属施設で			
	ある側溝や舗装については、施設の劣化状況や、			
	重要度等から優先度の高いものから整備を行っ			$\longrightarrow$
	ていきます。			
	・さらに、幅員4m未満の狭あいな町道について、			
	拡幅整備を推進します。			

# (2)交流・連携を育む都市機能の誘導

番号	施策の概要	短期	中期	長期
		(5年)	(10年)	(20年)
2-1	■総合体育館の整備			
	・様々なライフステージに対応するため、誰もが気		4	
	軽にスポーツ等を楽しめる場としての総合体育			
	館の建設を進めます。			
2-2	■新図書館の建設			
	・新図書館建設を核とした文化エリアの利活用につ			
	いて住民や関係団体、民間と協働で検討し、知の			
	拠点や、新たな交流やにぎわいの拠点、さらに桜			
	に関する情報発信の拠点、住民活動の場や機会づ			
	くりの拠点として整備します。			
2-3	■町営住宅の整備			
	・公営住宅等長寿命化計画に基づき、並松町営住宅、			
	神山前町営住宅について、集約建て替えを実施し			

₩ □	<b>拉笠の棚</b> 亜	短期	中期	長期
番号	施策の概要 	(5年)	(10年)	(20年)
	ます。集約に当たっては、居住誘導区域内で建設			
	地を選定します。			
2-4	■まちなか交流空間の創出			
	・子どもから高齢者まで多様な世代の人々が集い参			
	加したり、それぞれが思い思いの時間を過ごした			
	り、地域の人たちの居場所としてくつろげるコミ			
	ュニティカフェのような空間、施設づくりに取り			
	組みます。			
2-5	■コワーキングスペースの整備			
	・個人事業者や起業家、在宅勤務が許された会社員			
	等の異なる職業や仕事を持った人達が同じ場所			
	を利用して、仕事をしたり交流したりするスペー			
	スの提供や移住定住者の新たなビジネスチャン			
	スを支援する環境を整備します。			

# (3)四季折々の美しい都市空間の形成

番号	施策の概要	短期 (5 年)	中期 (10 年)	長期 (20年)
3–1	■魅力あふれる景観形成			
	・町の重要な観光資源である桜の多くが樹齢 90 年			
	を越えることから、桜の保護育成に取り組むと共			
	に、四季を通して、彩を感じることが出来る様、			
	官民が連携して行う植栽活動を推進し、美しく、			
	魅力あふれる都市空間の形成を図っていきます。			
3-2	■ <u>グリーンベルトの整備</u>			
	・道路沿線の未利用地である公共スペース等を活用			
	し、緑地やポケットパークの整備、植栽やベンチ			
	の設置等を通じてグリーンベルトを形成し、歩い			
	て楽しい「花(桜)回廊」を整備し、花と緑あふ			
	れる美しい景観を身近に感じられる空間を整備			
	します。			

# (4)歩いて暮らせる都市構造の構築

番号	施策の概要	短期 (5 年)	中期 (10 年)	長期 (20年)
4-1	■デマンド型乗合タクシーを基本にした交通体系			
	<u>の検討</u>			
	・デマンド型乗合タクシー運行事業の運営主体であ			
	る柴田町商工会への補助を継続します。さらに、			
	タクシーチケットの交付による運賃補助の検討			
	や、デジタル化による利用環境の向上を図ると共			
	に、みやぎ県南中核病院等の町外で利用率の高い			
	施設への運行の可能性について検討していきま			
	す。			
	・SDGs 持続可能な社会の実現に向けて CO2 に対す			
	る削減が求められていることから、低炭素型の交			
	通システムなど、新たな移動手段に関する先進事			
	例の調査・研究を進めます。			
4-2	■都市計画道路の整備(新栄通線延伸の検討)			
	・公共交通の結節点となる東船岡駅へつながる都市			
	計画新栄通線の延伸について、周辺の土地利用の	'		
	方向性と併せて整備(延伸)を推進します。			

# (5)身近な健康づくりの場の確保

番号	施策の概要	短期	中期	長期
		(5年)	(10年)	(20年)
5–1	■公園長寿命化計画の策定・更新			
	・すべての都市公園を対象とした公園施設長寿命化			
	計画を策定し、施設の長寿命化対策及び計画的な			
	修繕、改築、更新の計画を推進していきます。			
5-2	■公園施設更新の推進			
	・公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に遊具や			
	施設等の維持更新等を行い、多様な世代が、安心			
	して活動できる空間の整備を行います。			
5-3	■パークマネジメントによる公園づくり			
	・公園は、良好な都市環境や景観形成にとどまらず、			
	町民の憩いや安らぎ場、健康増進や予防運動習慣			
	のない人の体を動かす場など地域の健康インフ			
	ラ、さらに人と人との交流や賑わいの場であるこ			
	とから、今後の公園整備においては、官民の多様			

な主体が連携して新たな地域づくりの一環とし		
て地域振興を目指したパークマネジメントによ		
る公園づくりに取り組みます。		

## (6)安全・安心な都市構造への誘導

<del></del> 平 旦	施策の概要	短期	中期	長期
番号	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(5年)	(10年)	(20年)
6-1	■居住誘導区域への居住の誘導			
	・立地適正化計画に基づく、届出・勧告等と併せ、			
	町独自の支援策を検討するとともに、国の優遇制			
	度等を活用し、災害リスクの少ない居住誘導区域			
	へ居住の誘導を推進します。			
6-2	■市街地誘導エリアの整備に向けた検討			
	・槻木地区の四日市場地区(誘導区域設定地区)は、			
	住居系の土地利用を目的とした用途地域の指定			
	を検討します。			
	・東船岡地区の県道 114 号線沿線 (誘導区域設定地			
	区)は、今後の望ましい土地利用の方向性と用途			
	地域の指定を検討します。			
6-3	■東船岡駅を起点とした拠点整備の検討			
	・東船岡駅を起点として、県道 114 号線沿線までの			
	区間について、災害リスク低減を前提とした土地			
	利用の方向性について検討を行います。			
6-4	■空き家・空地対策の強化			
	・空き家・空き地の利活用を進めるとともに、老朽			
	化した建物等、いわゆる特定空家については、空			
	家等対策計画を策定し環境保全等に努めます。			

# (7)豊かな自然と共生した防災意識社会の構築

番号	施策の概要	短期	中期	長期
留石	ルネジスタ	(5年)	(10年)	(20年)
7–1	■土砂災害の危険性への対応			
	・西船迫沢砂防堰堤事業: 防災減災に向けた砂防事	$\longrightarrow$		
	業として、砂防堰提を整備します。			
7–2	■洪水災害の危険性への対応			
	(1)阿武隈川河川整備堤防強化工事			
	・治水対策として阿武隈川の堤防強化(拡幅)を実			
	施します。			

番号	施策の概要	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
	(2)白石川事業関連携河川事業(国土強靭化)			
	・国(阿武隈川整備)と併せ、白石川の、堤防舗装工			
	事、支障木伐採、河道掘削等の減災対策と実施し			
	ます。			
	·····································			
	・山間部からの排水をスムーズに排水するための五			
	間堀川等の浚渫を実施します。			
	(4)鷺沼排水区雨水整備事業	1 #n <del>- =</del>	0 #0	f <del></del>
	・浸水被害が頻繁に発生する鷺沼排水区において、	1期工事	2期工事以图	<b>*</b>
	大河原と連携して排水路・調整池等の雨水対策事			
	業を実施します。			
	 (5)内水排水対策排水ポンプ設置			
	・低地部などの浸水被害の常習個所や、幹線水路へ			$\longrightarrow$
	の強制排水するための排水ポンプを設置します。			
	 (6)排水ポンプ車の購入			
	・浸水被害に対し迅速に排水作業を行うための排水			
	ポンプ車を購入します。			
	 (7)土のうステーションの充実			
	・浸水被害の低減を図るため、町民の必要に応じて			
	土のうが使用出るよう、町内数カ所に土のうステ			
	ーションを設置します。			
7–3	■土地利用の誘導			
	・届出・勧告による立地誘導:立地適正化計画にお			
	いて災害リスクを踏まえ居住や都市機能を誘導			$\longrightarrow$
	する地域を定め、リスクが少ない地域へ立地を誘			
	導します。(再掲)			
7–4	■防災機能の充実			
	・総合体育館の建設:官民連携手法(PFI・PPP)を活	$\rightarrow$		
	用して防災機能を有する体育館を整備します。			
7–5	■避難環境の充実			
	 (1)河川流域情報システム(MIRAI)の充実			
	・危機管理型水位計の増設や、国設置の監視カメラ			
	との連携、カメラ機能拡充により、河川の情報を			
	リアルタイムに確認できるよう、県が構築した河			
	川流域情報システム(MIRAI)の機能拡充を実施し			
	ます。			
	・各地に設置してある屋外拡声をデジタル化し、一			

亚口	<b>************************************</b>	短期	中期	長期
番号	施策の概要	(5年)	(10年)	(20年)
	斉放送を可能とする。また、高齢者世帯を優先に			
	防災ラジオの配布を行い情報弱者への防災情報			
	の伝達を推進します。			
	(3)マイタイムラインの作成の推進			
	・自助による避難行動を推進するため、ハザード情			
	報を掲載した防災マップを全戸に配布するとと			
	もに、マイタイムラインのページを掲載し災害情			
	報レベルに応じた行動計画の作成を推進します。			
	(4)地区防災計画作成の推進			
	・共助による避難行動を推進するため、地区単位で			
	の防災計画作成を推進します。			
	(5)要配慮者利用施設の避難確保計画策定の推進			
	・医療・老人・介護・障害福祉・子育て保育施設等			
	において避難確保計画作成と避難訓練の実施を			
	推進します。			
	(6)柴田町国土強靭化計画の推進			
	・令和3年3月に策定した国土強靭化計画に係る各			
	施策を計画的に推進します。			
	(7)阿武隈川流域治水プロジェクトの推進			
	・激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、阿武隈川流			
	域の流域治水に関わる関係者(国・県・市町村等)			$\rightarrow$
	が協働して行う取り組みを定めた「阿武隈川水系			
	流域治水プロジェクト」を推進します。			

# (8)歴史ある自然景観の継承・保全・活用

番号	施策の概要	短期	中期	長期
田万	ルビス・ハルダ	(5年)	(10年)	(20年)
8-1	■広域連携による景観計画の推進			
	・宮城県が策定した仙南広域景観計画に基づき、仙			
	南2市7町で連携して、仙南地域及び柴田町の豊			
	かな自然景観を継承・保全・活用していきます。			
8-2	■船岡城址公園・白石川堤等の環境整備			
	・観光・交流・歴史・文化の拠点となっている船岡			
	城址公園と白石川堤は、施設等の老朽化に対する			
	更新等を積極的に実施しながら、四季の彩りが鮮			
	やかな美しい都市空間の形成を図っていきます。			

# 7-2 都市計画の決定・変更

### (1)用途地域の指定及び見直し

建築物の用途、建蔽率・容積率及び高さ等を規制する用途地域については、道路整備の進捗 や見直しと合わせて、計画的な指定や見直しを検討します。

また、新たに市街地を誘導する地区や地区においては、目指す土地利用を考慮した上で適切な用途地域を指定します。

### (2)地区計画の指定及び見直し

既に地区計画が指定された地区においては、建築・建替え等に対する適正な管理を行います。 また、地区計画に対する住民等からの都市計画法等に基づく提案を受け、新たな地区計画の 指定や既存の地区計画の見直しに関する検討を行います。

### (3) 都市施設の計画決定又は変更

道路、公園、下水道等の都市施設については、既決定施設の計画的な整備を進めるとともに、機能的かつ計画的に施設配置を行う必要がある場合には新たな都市計画決定を検討します。

なお、長期間未整備であり、今後も整備する必要性や実現性が低いと判断される都市施設に関しては、決定当初の目的や役割、周辺地域における代替機能の有無、変更等による影響の有無等を勘案しつつ、変更や廃止について検討を行います。

## 7-3 町民・事業者との連携・協働

### (1)都市計画・まちづくりに関する情報発信

### ① 都市計画・まちづくりに関する市民ニーズの把握

パブリックコメント等を通じて町民意見の聴取を行うとともに、各種情報媒体(ホームページ・広報しばた等)を通じて、日頃から都市計画やまちづくりに関する情報の発信に努めます。

#### ② 都市計画・まちづくりに関する手法や制度の周知

地域が主体となったまちづくりの中心的かつ効果的な手法となる地区計画や各種協定の積極 的活用に向け、制度等について情報発信に努めます。

さらに、地域の課題に気づき、今後のまちづくりに関心を持った地域の要望に応じて、都市 計画やまちづくりに関する勉強会等を開催するほか、職員による出前講座の開催など地域の要 望に応じたきめ細かな支援を行います。

## (2)住民が主体となったまちづくりの推進

### ① 地域等との協働

地域との適切な役割分担のもと、自治会、町内会などのコミュニティ組織等との連携を深め

ながら、更なる活性化に向けた支援に取り組んでいきます。

### 2 コミュニティ活動拠点の整備

コミュニティセンターについては、その運営を支援するとともに、修繕や改修工事等を計画的に行い、施設の長寿命化を図りながら、適切な施設管理に努めます。また、老朽化が進み、建て替えの時期を考慮する施設については、他の公共的機能を合わせる等、施設の複合化についても検討します。

# 7-4 届け出制度の運用

居住誘導区域外、都市機能誘導区域外となる区域では、一定規模以上の住宅の建築行為または開発行為、そして誘導施設を有する建築物の建築行為または開発行為を行おうとする場合は町への届出が義務付けられることとなります。

区域外での建築または開発が、誘導区域内での立地誘導を図る上で支障があると認められる場合、町は、協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行います。なお、区域外のレッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域)における開発等に対する勧告について、事業者名等を公表することがあります。

【居住誘導区域外で届出が必要となる開発行為・建築行為】

(都市再生特別措置法第88条第1項)

- ○開発行為
- ・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・1 戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 ㎡以上のもの
- ○建築行為
- ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

【3戸以上の住宅開発・建築行為】

【1,000 m<sup>3</sup>以上の開発行為】



【都市機能誘導区域外で届出が必要となる建築行為・開発行為】

(都市再生特別措置法第108条第1項)

- ○開発行為
- ・誘導施設を有する建築物の開発行為を行おうとする場合
- ○建築行為
- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

### 【都市機能誘導区域内で届出が必要となる行為】

(都市再生特別措置法第108条の2第1項)

·都市機能誘導区域内の誘導施設を休止,または廃止しようとする場合

# 7-5 目標値の設定

本計画を進行管理するための目標値を以下のように設定します。

## (1)目標値の設定

本計画に基づく施策の効果を把握するために、誘導方針等を踏まえて次の目標を設定します。

### 表 評価指標と目標値

### ■基本目標1 交流連携を育むコンパクトなまちづくりに関する目標値

指評価指標	基準値	目標値(中間)	目標値(R22)
居住誘導区域人口密度 〈算出方法〉 国勢調査人口メッシュ人口と居住誘導 区域エリアのGISの重ね合わせによる抽出 集計 〈目標値根拠〉 立地適正化計画における目標人口密度	36. 4 人/ha (H27)	38. 2 人/ha	40. 0 人/ha
都市機能誘導区域内の誘導施設数 〈算出方法〉 国土数値情報による地区の利便性の評価に用いた施設数(高齢者施設、医療施設等)をもとに、住宅地図等で一部修正し作成 〈目標値根拠〉 現状維持に加え、1施設増加として設定	70 施設 (H27)	71 施設 (1 施設増)	72 施設 (1 施設増)
公共交通としてのデマンドタクシーの1日当たりの利用者数 〈算出方法〉 柴田町デマンド型乗り合いタクシーはなみちゃん GO の利用者数の1日当たり平均値 〈目標値根拠〉 増加率は、第6次柴田町総合計画設定の3%増を参考に設定	69. 7 人/日 (H29)	71.8人/日 (3%増)	73. 9 人/日 (6%増)
公園の整備に関する満足度 〈算出方法〉 まちづくりアンケートによる満足度割合 〈目標値根拠〉 増加率は、第6次柴田町総合計画設定の 2%増を参考に設定	満足度 37. 5% (H27)	満足度 38.5% (2%増)	満足度 40. 5% (2%増)

## ■基本目標2 豊かな自然と共生し安全安心のまちづくりに関する目標値

■ 金本口味と 豆がな口がとパエし女王女心のようラくがに因する口味に					
指評価指標	基準値	目標値(中間)	目標値(R22)		
災害リスク高い区域内の居住人口 〈算出方法〉 国勢調査人口と国立社会保障人口問題 研究所の予測人口から、用途地域内で居住 誘導区域に含まれない人口を算出 〈目標根拠〉 予測されている減少人口以上の居住人 口を増やさない。	7, 326 人 (H27)	6, 766 人 (△560 人)	6, 206 人 (△1, 120 人)		
避難所収容人数 <算出方法> 水害時避難収容人数/早期避難人数 ・早期避難人数(浸水深3m以上or家屋倒壊等氾濫想定区域の人口) ・水害時避難収容人数(水害時避難収容人数の計) <目標値根拠> 総合体育館延床面積3,936㎡として、3,936×0.7÷3㎡=918人≒900人を中間で見込む。さらにリスクの高い区域に人口が増加しない目標と合わせて人口の減として設定	20.0% 4,030人/ 19,666人 (H27)	25. 8% (4, 030+900) / (19, 666-560)	26. 6% (4, 030+900)/ (19, 666-1, 120)		

## ■基本目標3 花と緑につつまれた笑顔あふれるまちづくりに関する目標値

指評価指標	基準値	目標値(中間)	目標値(R22)
船岡城址公園入込客数			
<算出方法>			
柴田町商工観光課調べによる値	502, 829 人	512, 885 人	523, 142 人
<目標値根拠>	(R 元)	(2%増)	(2%増)
増加率は、第6次柴田町総合計画設定の			
2%増を参考に設定			

### (2)目標値の点検評価

第 11 版都市計画運用指針(令和 2 年 9 月 国土交通省)では立地適正化計画の基本的な考え 方で、進行管理について以下のように記述しています。

#### (都市計画運用指針第11版 37頁)

立地適正化計画においては、都市全体を見渡しながら居住や都市機能を誘導する区域を設定するとともに、これらを誘導するための施策等を記載することとなる。その検討に当たっては、都市の抱える課題について都市計画基礎調査等の客観的データに基づき分析・把握を行うことが必要であり、一つの将来像として、おおむね20年後の都市の姿を展望することが考えられるが、併せてその先の将来も考慮することが必要である。また、おおむね5年ごとに評価を行い、必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましく、動的な計画として運用すべきである。

柴田町においても、おおむね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況や評価指標の 状況について関連計画や関連施策と連携を図りながら調査及び評価を実施します。評価結果に ついては、柴田町都市計画審議会に報告し、意見聴取を行い、必要に応じて適宜、社会経済情 勢の変化や上位・関連計画との整合を図りながら本計画を見直すなど、PDCAサイクルを実 行し、本町における立地の適正化を推進します。

